

# 子ども・子育て新制度について



平成25年9月  
富良野市

# 子育てをめぐる現状の課題

急速な少子化の進行

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

子ども・子育て支援が質・量ともに不足

子育ての孤立感と負担感の増加

深刻な待機児童問題

放課後児童クラブの不足「小1の壁」

M字カーブ(30歳代で低い助成の労働力率)

質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性

子育て支援の制度・財源の縦割り

地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善  
・待機児童の解消  
・地域の保育を支援  
・教育・保育の質的改善

地域の実情に応じた子ども・  
子育て支援の充実

# 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

## 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

## 主なポイント

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付「施設型給付」  
及び小規模保育等の「地域型保育給付」の創設

認定こども園制度の改善

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

市町村が実施主体(市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施)

社会全体による費用負担(消費税率の引き上げによる恒久財源を確保)

地方版子ども・子育て会議の設置(法第77条)

施行時期は、消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度を目途に  
新制度の施行を想定



子ども・子育て支援法 内閣府  
～ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育  
など共通の財政支援のための仕組み～  
(負担割合は国1/2都道府県1/4市町村1/4)

### 施設型給付

基準は、都道府県が内閣府令で定める基準に従い条例で定める。

幼稚園  
3～5歳

文科省

認定こども園  
0～5歳

内閣府  
(文科・厚労)

幼保連携型  
認可を一本化

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

保育所  
0～5歳

厚労省

### 地域型給付

基準は、市町村が内閣府令で定める基準に従い条例で定める。

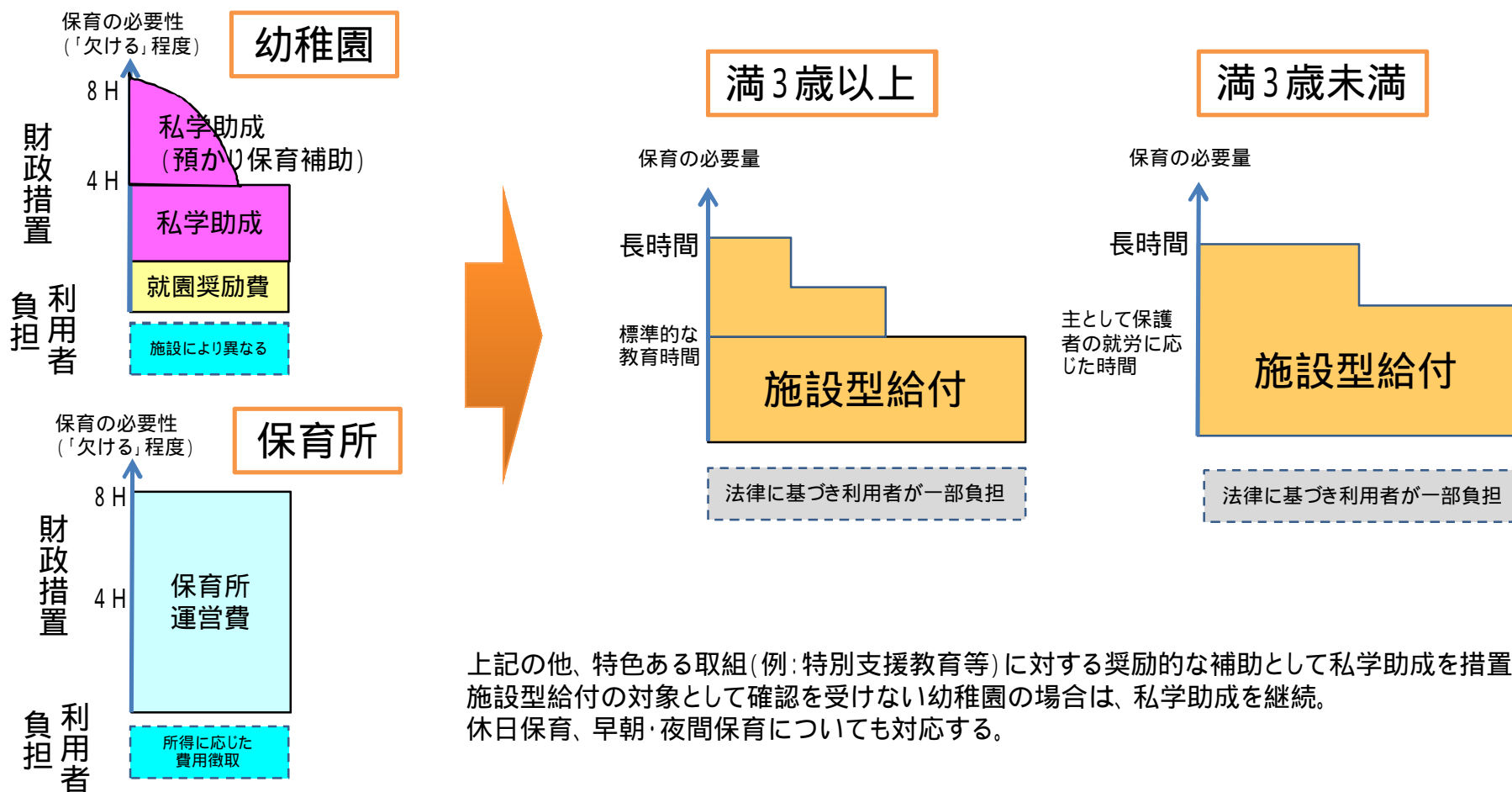
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育  
(6～19人) (5人以下)

# 施設型給付の創設

満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付  
満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

現行制度

新たな制度



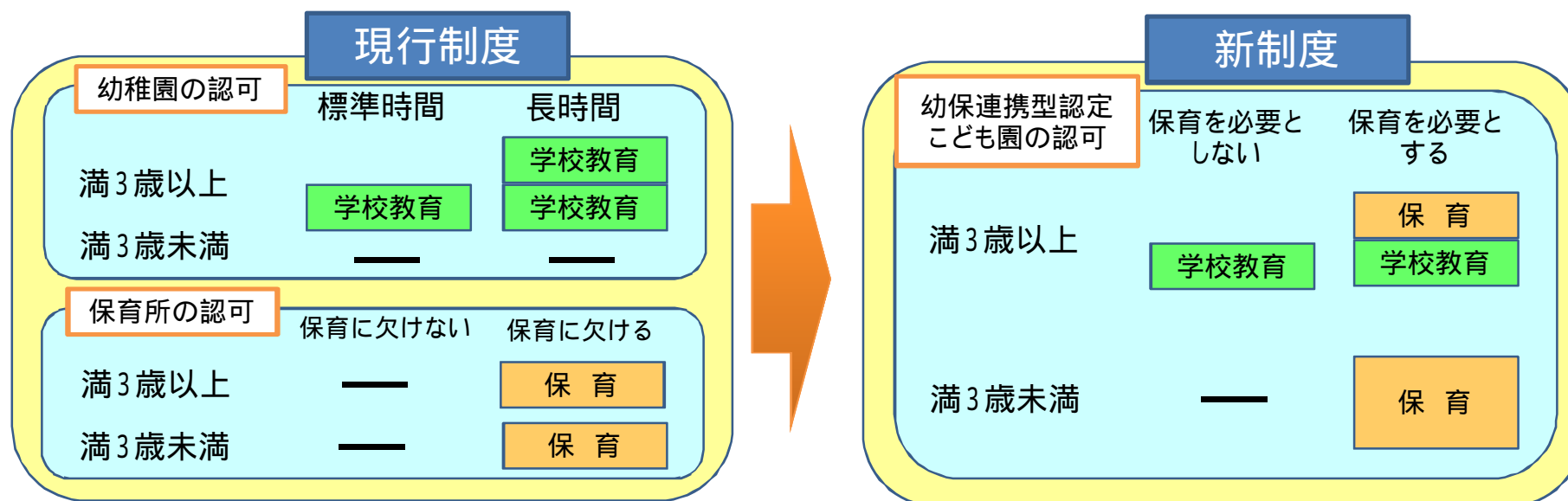
# 新たな幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。  
また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。  
保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。  
(満3歳未満児の受入れは義務付けない)

学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



# 認定こども園制度に関する留意点

## ( 1 ) 保育教諭の免許・資格の併有

幼保連携型認定こども園に置くこととされている保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を併有することが原則とされている。

新制度の施行日から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの保有のみであっても、保育教諭等となることができる特例を設けている。

あわせて、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を促進するため、これまでの保育所又は幼稚園における勤務経験を評価して、保有していない方の免許・資格の取得に必要となる単位数等を軽減することとしている。

## ( 2 ) 教員免許更新制

保育教諭等については、その保有する幼稚園教諭免許状について、教員免許更新制が適用されることとなる。

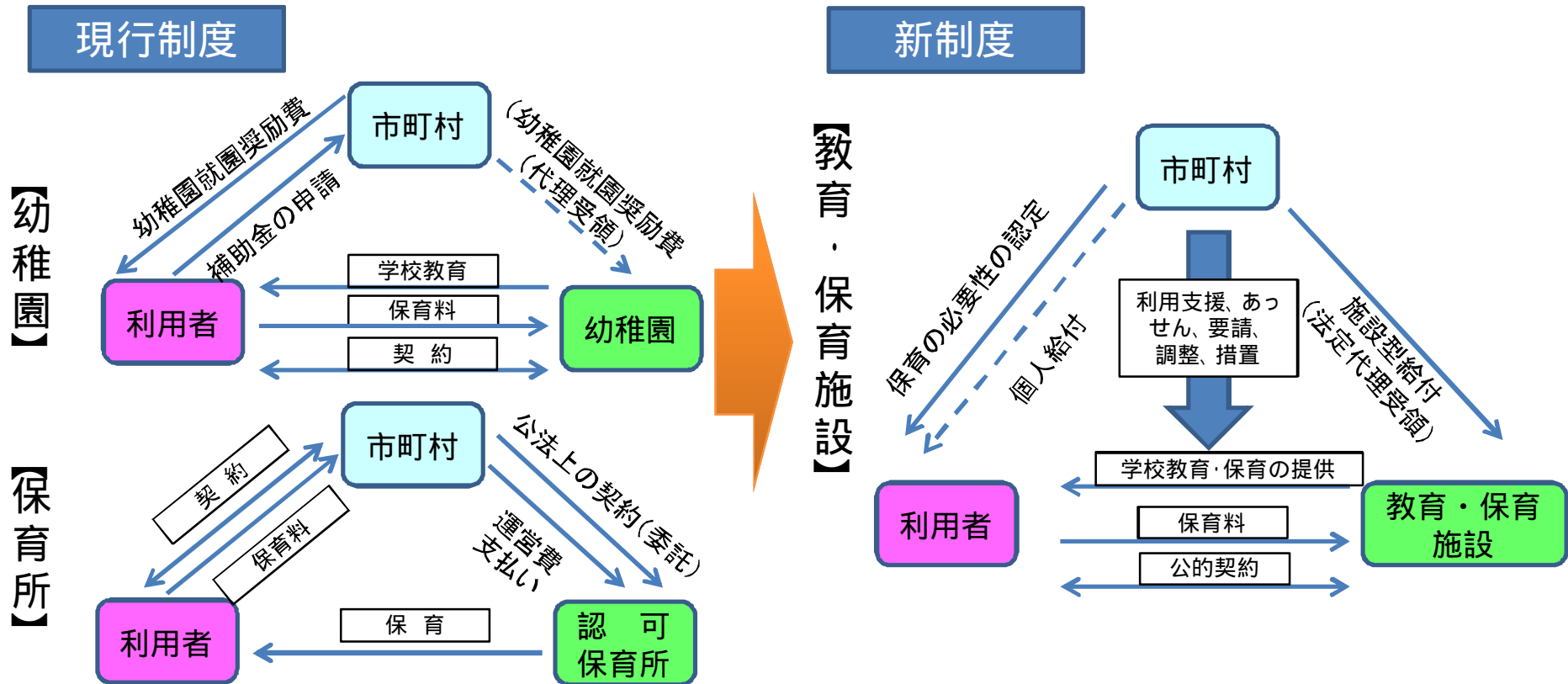
新制度の施行から5年間は、幼保連携型認定こども園に勤務する、幼稚園教諭免許状を保有している保育士については、修了確認期限までに、更新講習を受講し、教育委員会による確認を受けていなくても、保育士資格があれば、保育教諭等となることができる。(幼稚園教諭免許状のみを有する場合は、修了確認期限までに、更新講習修了確認を受ける必要がある。)

# 本制度における行政が関与した利用手続き

市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

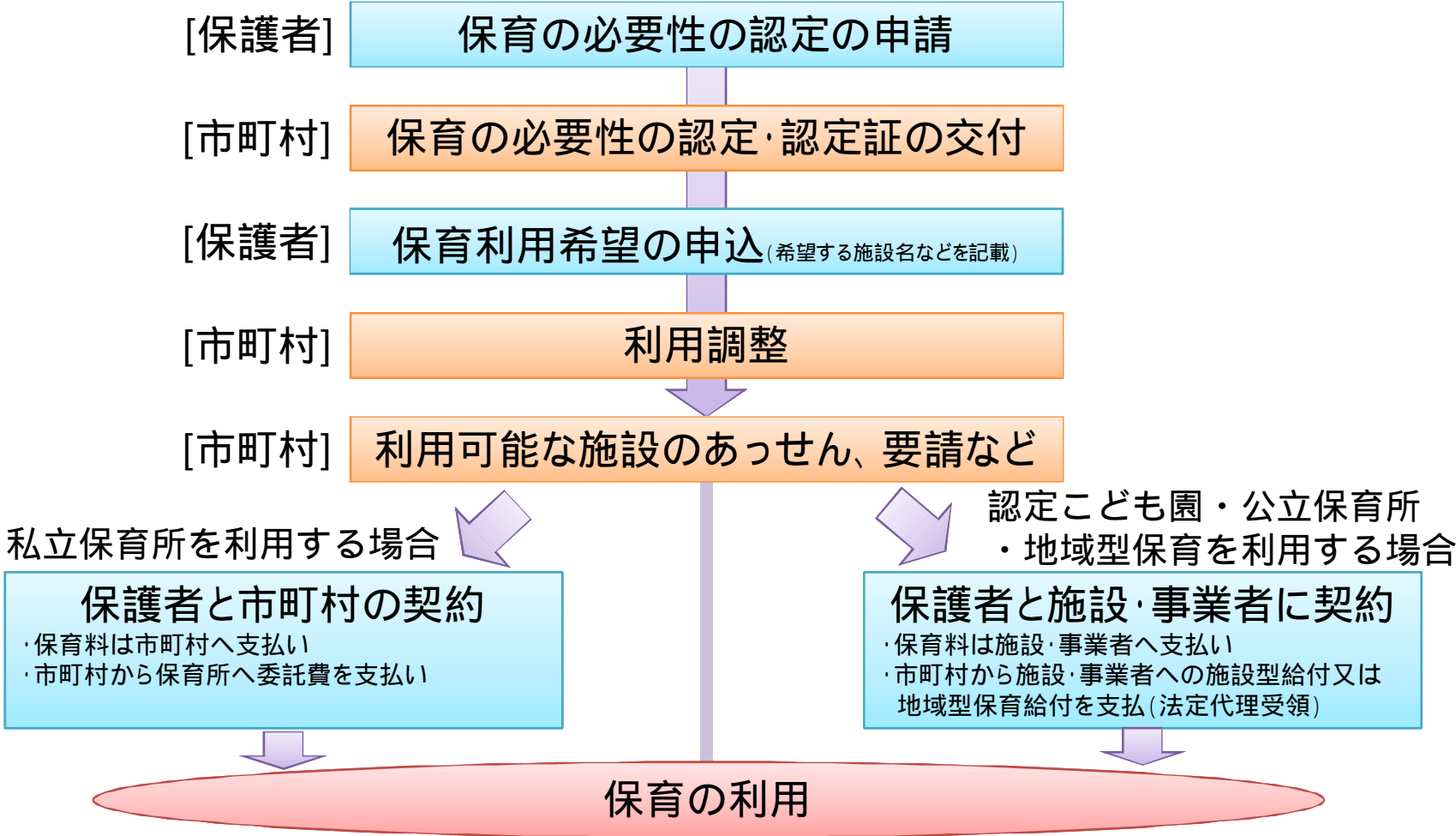
契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。





# 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用調整について、市町村が利用の調整を行う。認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



# 地域型保育給付の創設

## 【基本的な制度設計】

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

家庭的保育（利用定員5人以下）

居宅訪問型保育

事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。

保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

# 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。なお、以下の対象事業の範囲は法定されている。

利用者支援

地域子育て支援拠点事業

一時預かり

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

ファミリー・サポート・センター事業

子育て短期支援事業

延長保育事業

病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

妊婦健診

実費徴収に係る補足給付を行う事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「放課後児童クラブ」については、今般の児童福祉法改正で、市町村が条例で人員等の基準を定めることとされたところであり、国は条例のための基準（厚生労働省令）等について検討する。

# 施設型給付等に係る公定価格及び利用者負担の設定について

施設型給付費、地域型保育給付費は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる

給付費 = 公定価格 - 利用者負担額

公定価格

施設型給付費(公費で負担)  
国1/2 道1/4 市1/4

利用者負担額(施設で徴収)

公定価格は、「認定の区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域等」を勘案して、算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額となっている。

## 【認定区分】

- 1号認定子ども ~ 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- 2号認定子ども ~ 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定子ども ~ 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

## 子ども・子育て会議で協議されること

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

- 学校教育、保育施設の利用定員の設定

- 特定地域型保育事業の利用定員の設定

- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議

# 子ども・子育て支援事業計画の作成指針

すべての市町村が事業計画を作成（計画期間5年間）  
平成26年度前半までに計画案を取りまとめるため、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行う。

平成25年夏以降 ~ 市町村において利用希望の調査を実施  
市町村計画の作成

平成26年度前半 ~ 市町村計画案のとりまとめ  
後半 ~ 認可・確認等の事前準備

平成27年度4月 ~ 子ども・子育て支援新制度本格施行

を子地  
聴育方  
きなて  
なが会  
ら議子  
の議ど  
検のも  
討意・  
見

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成）

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(学校教育 + 子育て支援)

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(学校教育 + 保育  
+ 子育て支援)

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(保育 + 子育て支援)

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子育て支援)

需要の調査・把握(現在の利用状況 + 利用希望)

## 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載

## 計画的な整備

### 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育所、認定こども園 = 施設型給付  
の対象

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付  
の対象

### 地域子ども・子育て支援事業

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後  
児童クラブ

# 市町村子ども・子育て支援事業計画イメージ

市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載

## 【必須記載事項】

区域の設定

各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

## 【任意記載事項】

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携  
労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



# 市町村子ども・子育て支援事業計画イメージ

市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント～「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」

## 【量の見込み】

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況 + 利用希望」を記載

## 【確保の内容・実施時期】

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

## 区域の設定

### 幼児期の学校教育・保育

#### 【量の見込み】

教育のみ	1号認定
保育の必要性あり(3～5歳)	2号認定
保育の必要性あり(0～2歳)	3号認定

#### 【確保の内容・実施時期】

施設(幼稚園、認定こども園)で確保
施設(保育所、認定こども園)で確保
施設(保育所、認定こども園)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

### 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等
--

量の見込み

確保の内容、  
実施時期

不足がある場合は整備

(年度に 人分)

# 今後のスケジュール

国のスケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き		4月消費税8%引き上げ	10月消費税10%引き上げ
基本指針	子ども・子育て会議 →	政省令の公布	
保育の必要性の認定基準	子ども・子育て会議 →	政省令の公布	
認定こども園認可基準	子ども・子育て会議 →	政省令の公布	
地域型保育認可基準	子ども・子育て会議 →	政省令の公布	
公定価格、利用者負担		子ども・子育て会議 →	
市のスケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教育・保育のニーズ調査実施	子ども・子育て会議 →	事業計画 とりまとめ	
事業計画の作成	子ども・子育て会議 →	事業計画 とりまとめ	
保育の必要性の認定事務			子ども・子育て会議 →
地域型保育認可基準条例の検討			子ども・子育て会議 →
放課後児童クラブ条例の検討			子ども・子育て会議 →
利用者負担の設定			子ども・子育て会議 →
施設型・地域型保育給付事務			子ども・子育て会議 →